

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成16年度 第3回会議
開催日時	平成17年1月26日（水） 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 吉田委員 寅丸委員 竹之中委員 事務局：加藤企画部長 池田企画部参与 高橋都市整備部参与 神作企画部副参与 木村公園緑地課長 下鳥企画部主幹 飯島企画課長補佐 河合企画課主任
議題	1 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」及び「西東京市事務手数料の改定について」の諮問 2 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」 3 その他
会議資料の名称	資料1 （仮称）合併記念公園「西東京いこいの森公園」駐車場使用料の設定について 資料2 （仮称）合併記念公園駐車場使用料原価計算書 資料3 公園等駐車場料金調査表 資料4 （仮称）合併記念公園歳入見込み表 資料5 西東京市立公園条例 資料6 使用料等審議会 審議スケジュール（平成17年上半期）
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
○発言者名： 発言内容 ○議題1 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」及び「西東京市事務手数料の改定について」の諮問 ・市長不在のため、助役から会長へ個別案件2件について諮問を行う。 ○議題2 個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料の新設について」 ・平成17年5月連休前に開園予定の（仮称）合併記念公園に設置する駐車場使用料について、審議を行う。 ・1台1時間あたりの原価、受益者負担の割合、近隣駐車場や他の自治体の状況を考慮した結果、使用料を2時間まで300円、以後1時間ごとに150円と設定した。 ・駐車場は22台収容で、年間利用見込み額は3,676,200円である。 ・使用料は、平日に公園緑地課職員が回収する予定。	

・「西東京市立公園条例」等の一部改正を3月定例議会に上程予定。

・質疑応答

○委員：

最近の自治体の委託内容を見ると、委託してしまえばそれで良いという考えから、コスト高になっている場合が多い。この公園の委託はどうなっているのか。

○事務局：

常駐管理者1名、臨時管理者1名の配置を考えており、駐車場の開閉や減免者への対応等として、全体管理業務の2割を駐車場管理業務と見込んでいる。

○委員：

指定管理者制度の導入により、民間企業、NPO団体等による自主的管理により市民自治をより促進するという評価もあるが、何名の職員による対応を考えているのか。

○事務局：

常駐の正職員はいない。開園して1年間でボランティアの業務量等を把握した上で、指定管理者制度への移行については検討していきたい。

○委員：

公園に遊びに来て、1日千円以上も駐車場使用料を負担するようでは、公的な施設としては妥当性を欠くのではないかと考えている。この公園で市民が何時間滞在し、どの程度の駐車場料金の負担をすると見込んでいるのか。

○事務局：

駐車場利用者は、用具の運搬が必要となるバーベキュー施設の利用者が中心になると思われ、3～4時間の滞在を見込んでいる。駐車場使用料の負担は多くても600円程度になると考えている。

○委員：

公園の開園時間はあるのか。

○事務局：

この公園は災害時の広域避難場所になっており、閉鎖する考えはない。ただし、駐車場は9時から19時までの利用で、それ以外はゲートを閉鎖する。

○委員：

建物等管理委託料は、管理棟の管理費の一部を駐車場料金に算入しているということか。

○事務局：

管理棟の中に駐車場の受付があるので、その部分を経費で算入した。

○委員：

建物等管理委託料の全額と駐車場に係る部分の経費が分らないと、妥当性の判断ができないが。

○事務局：

建物等管理委託料は、原価計算書1（駐車場に密接に関わる経費）と原価計算書2（公園全体の管理に関わる経費）それぞれに計上している。原価計算書1の委託内容は、管理棟の受付業務の経費である。原価計算書2の委託内容は、公園全体の管理経費のうち、消防等の設備点検やごみ処分など駐車場管理にも関係する経費のみを集計し計上している。

○委員：

原価計算書(1)の建物等管理委託料のうち、1時間あたり6から7台の駐車場利用の想定で

は、駐車場に算入する割合が若干高いと思われる。また、人件費の0.4人というのも、駐車場に係る仕事量を考えると少し多いのではないか。

○事務局：

管理棟の契約事務や駐車場の料金回収として0.4人と見込んでいる。

○委員：

公園の他の施設は使用料を徴収するのか。

○事務局：

使用料を徴収するのは、駐車場のみである。

○委員：

スケートパークの横に臨時駐車場があるが、22台の他に駐車できるのか。

○事務局：

市民まつり等のイベント実施時等に、一時的に使用するための駐車場であり、通常は利用できない。

○委員：

自動車は、どこを通過して公園駐車場に行くのか。

○事務局：

公園東側からアプローチ園路の南側道路を通過して駐車場に入る。

○委員：

通路が面積に入るにしても、駐車場1台あたり45㎡というのは、民間駐車場の2倍程度の大きさになるが、全て普通乗用車用か。

○事務局：

身体障害者用もあるが、乗用車サイズである。公園の駐車場を造るにあたっての基準があるので、それに基づいている。これについては、本日は資料を用意していないため、次回会議で基準を示したい。

○委員：

この駐車場使用料は、身障者や高齢者への配慮はあるのか。

○事務局：

使用料の減免については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に基づき検討中である。基本方針の減免対象以外に、身体障害者、知的障害者、精神障害者について、市内体育施設と同様に減免を検討している。また、この施設の個別事情として、草取り等の施設管理に訪れるボランティアの方々は免除としたい。

○委員：

減免の処理は、具体的にどのようにするのか。

○事務局：

駐車場入場後、管理棟受付にて減免条件の確認作業を行い、駐車券に減免処理を行う。

○委員：

ボランティア等が自動車で来園すると、一般利用客用22台では足りないのではないか。

○事務局：

公園西側に管理用駐車場があるので、ボランティアの方はそちらを利用してもらう。

○委員：

バスのアクセスは良いのか。

○事務局：

公園アプローチ入口に、ひばりが丘駅と武蔵境駅を結ぶバス停がある。

・委員からの意見

- 市民の負担を求める以上、委託料については十分に精査してする必要がある。
- 指定管理者制度の導入も、使用料の問題とは別に検討しても良いのではないか。
- 受益者負担は当然であり、妥当な金額を徴収すべきである。ただ、その収益が駐車場の人件費で消えてしまうのではなく、広大な公園の維持費をカバーするよう有意義に使ってもらいたい。
- 原価計算上の人件費は全職員の平均であり、現実には使用料収入が全て人件費に消えることはないように思う。また、市民から徴収する金額も、この程度が上限ではないかと思う。
- 競争入札により、建物管理委託料をできるだけ引き下げる努力が必要である。
- 2時間300円という金額は、妥当な金額である。

・人件費積算の再精査を行い、駐車場面積の基準と合わせて、次回審議会にて事務局から説明する。

○議題3 その他

- ・平成17年上半期の審議スケジュールとして、個別案件「（仮称）合併記念公園駐車場使用料」及び「住民基本台帳閲覧手数料」の審議を行い、その後、「体育施設使用料」について審議予定である。
- ・第4回会議は2月10日、第5回会議は2月15日のそれぞれ午後3時から開催する。